

平成 30 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

令和 2 年 6 月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	36
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	37
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳	40
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	41
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	43
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	44
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	45
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	46
参考	平成 27 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	47

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成30年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設定等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50^m3未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設定等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表1に示す。平成31年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は258,523（258,888）（括弧内数値は平成30年3月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,242（3,299）、合計で261,765（262,187）であり、平成30年3月末時点と比較すると、特定事業場数は422件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は3（2）であった。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50^m3以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は

31,195 (31,441) と全体の約 12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,701 (3,694) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,636 (10,764) で全特定事業場数の約 4%であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 3,939 (3,908) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、18,276 (18,366) であり、全体の約 7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は 3,837 (3,766) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は 468 (448) であった。平成 31 年 3 月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 31 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,683 (1,680) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 680 (651) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 67 (28)、791 (782) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,541 (2,490) であった。

なお、これら 1,683 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 22、霞ヶ浦 339、印旛沼 164、手賀沼 85、諏訪湖 64、野尻湖 0、琵琶湖 619、中海 100、宍道湖 99、児島湖 184 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗淨施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 193,950 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 193,950 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の事業場数は 175,265 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排出水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為の構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

平成30年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は7,490件、法第5条第2項に係る届出数は1件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は283件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は268件であった。また、法第7条に基づく届出数は4,108件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、または使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 3 項）。

平成 30 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 30 年度における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 16 件であり、一時停止命令の発動件数は 1 件であった。また、法第 13 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件であり、一時停止命令の件数も 0 件であった。第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件、一時停止命令の件数も 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,656 件であり、公共用水域関係では 7,707 件、地下水関係では 949 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

平成 30 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 35,933 件、夜間立入が 390 件で立入件数は計 36,323 件であった。なお、36,323 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 3,276 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 30 年度における排水基準違反の件数は 8 事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県及び水質汚濁防止法政令市の調査によるものが 3 件、海上保安庁の調査によるものが 5 件であった。

また、違反業種・施設名は、畜産農業が 1 件、水産食料品製造業が 2 件、動物系飼料・有機質肥料製造業が 1 件、化学繊維製造業が 2 件、非鉄金属製造業が 1 件、し尿処理施設が 1 件であり、違反項目はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物が 2 件、水素イオン濃度が 2 件、化学的酸素要求量が 5 件、浮遊物質量が 1 件、ノルマルヘキサン抽出物質含有量が 1 件、窒素含有量が 1 件、燐含有量が 1 件であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 2 項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 3 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 4 項）。

平成 30 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の 2 第 1 項に係る届出数は 257 件（内訳：公共用水域関係 242 件、地下水関係 15 件）であり、法第 14 条の 2 第 2 項に係る届出数は 38 件（内訳：公共用水域関係 31 件、地下水関係 7 件）であり、法第 14 条の 2 第 3 項に係る届出数は 229 件（内訳：公共用水域関係 180 件、地下水関係 49 件）であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第 18 条）、平成 30 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第 14 条の 8)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(生活排水対策推進市町村)は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている(法第 14 条の 9)。

平成 30 年度における生活排水対策重点地域の指定は 1 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 0 件であった。なお、平成 31 年 3 月末現在、209 地域(41 都府県 333 市町村)で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³以上の特定事業場(指定地域内事業場)については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている(法第 12 条の 2)。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第 8 条の 2)。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第 13 条第 3 項)。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第 14 条第 3 項)。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない(法第 14 条第 2 項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 33 条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 31 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 9,956 であり、平成 30 年 3 月末時点(10,076)と比較すると事業場数は若干減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京

湾 1,475 (約 15%)、伊勢湾 3,131 (約 31%)、瀬戸内海 5,350 (約 54%) であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 401 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 23 件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係るのある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当りの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 291 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 403 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の家浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 30 年（1～12 月）における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数も 0 件であった。なお、平成 30 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難しい施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成30年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように250件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は196件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数（湖沼法第15条及び第16条）は1件であり、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）は1件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は1件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第20条第2項）。

平成30年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 151 件、口頭による指導が 104 件で、内容は処理施設の改善が 35 件、その他が 219 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導、口頭による指導ともに 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区分	全特定 事業場数	排水量規模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用 特定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ)	
		①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場			
A 平成 31年 3月末 現在		261,765 (3)	31,195	3,701 (2)	226,631	10,636 (1)	3,939	3,837 (468)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	258,523 (3)	28,182	3,175 (2)	226,402	10,607 (1)	3,939	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,242	3,013	526	229	29		
B 平成 30年 3月末 現在		262,187 (2)	31,441	3,694 (1)	226,838	10,764 (1)	3,908	3,766 (448)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	258,888 (2)	28,378	3,188 (1)	226,602	10,737 (1)	3,908	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,299	3,063	506	236	27		
対前年比 A / B		(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(101%)	(102%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(101%)	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(98%)	(98%)	(104%)	(97%)	(107%)		

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海上の特定事業場				
		特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場		総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
		総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場 (地下 浸透分)	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場 (地下 浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物質 貯蔵指定 事業場	総数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の							
1	北海道	5,486	1,252	46	4,190	132		44	82	19						
2	青森県	3,869	355	17	3,514	57			8	1						
3	岩手県	4,627	584	43	4,034	92		9	66	9						
4	宮城県	4,522	407	36	4,115	123			28	5						
5	秋田県	2,936	536	39	2,400	82	(1)		11							
6	山形県	3,098	450	53	2,648	134			41	1						
7	福島県	5,812	762	150	5,050	220			55	3						
8	茨城県	7,500	806	129	6,677	179		17	138	17						
9	栃木県	7,415	995	71	6,420	169			68	4						
10	群馬県	3,050	594	63	2,440	93		16	36	1						
11	埼玉県	6,173	583	61	5,503	415		87	120	14						
12	千葉県	7,588	711	71	6,858	145		19	89	13						
13	東京都	2,450	88	12	1,311	267		1,051	149	27						
14	神奈川県	3,325	238	39	3,073	120		14	51	2						
15	新潟県	5,352	625	64	4,722	331		5	81	3						
16	富山県	2,503	364	92	2,128	100		11	42	2						
17	石川県	3,267	484	48	2,783	99			33	5						
18	福井県	2,025	315	33	1,710	70			35	5						
19	山梨県	4,584	392	44	4,192	160			45	14						
20	長野県	10,498	974	80	9,524	292			72	5						
21	岐阜県	7,463	894	90	6,569	104			64	6						
22	静岡県	7,468	981	138	6,444	130	(1)	43	95	13						
23	愛知県	8,051	1,133	222	6,904	352		14	165	16						
24	三重県	7,453	818	63	6,634	133		1	45	9						
25	滋賀県	2,996	521	90	2,475	197	(1)		61	2						
26	京都府	3,716	226	13	3,490	119			46	4	98	82	17	16	3	
27	大阪府	1,655	96		1,476	184		83	65	8	166	152	25	14	1	
28	兵庫県	6,935	539	95	6,393	435		3	74	6	290	267	63	23	6	
29	奈良県	2,795	211	8	2,584	130			12		221	213	19	8	2	
30	和歌山県	2,930	314	13	2,616	81			17	1	79	75	4	4		
31	鳥取県	1,445	208	9	1,237	48			8	1						
32	島根県	2,467	266	15	2,200	46		1	6	1						
33	岡山県	2,694	156		2,536	103		2	37	2	198	186	32	12	1	
34	広島県	3,609	221	6	3,388	72			30	7	237	211	23	26	3	
35	山口県	3,250	209		2,993	38		48	71	10	239	229	50	10	2	
36	徳島県	3,476	112		3,358	41		6	23	2	168	153	19	15		
37	香川県	2,316	104		2,212	45			24	2	198	174	14	24	1	
38	愛媛県	3,367	164		3,192	52		11	36	5	200	192	35	8		
39	高知県	2,290	258	17	2,032	46			6							
40	福岡県	4,096	626	41	3,419	78		51	61	15	42	36	3	6		
41	佐賀県	2,285	277	28	2,008	57			33	3						
42	長崎県	5,037	288	42	4,749	60			11	1						
43	熊本県	2,652	441	32	2,208	65		3	33	1						
44	大分県	4,199	221	2	3,972	32		6	16	3	150	147	7	3	1	
45	宮崎県	3,135	355	16	2,775	32		5	19	2						
46	鹿児島県	4,870	732	70	4,138	244			20	2						
47	沖縄県	1,625	432	37	1,193	57			5	1						
	都道府県計	200,355	22,318	2,238	176,487	6,261	(1)	1,550	2,333	273	2,286	2,117	311	169	20	
	政令市計	58,168	5,864	937	49,915	4,346		2,389	1,504	195	956	896	215	60	9	
	合計	258,523	28,182	3,175	226,402	10,607	(1)	3,939	3,837	468	3,242	3,013	526	229	29	

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場					
		特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場		総数	①平均排水量50m ³ /日以上 の事業場数		③平均排水量50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害物質使用 特定事業場
		総数	①平均排水量50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質貯蔵指定事業場 (地下浸透分)		③平均排水量50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質貯蔵指定事業場 (地下浸透分)		⑤第3条 第3項 有害物質貯蔵 指定事業場	総数	うち有害物質貯蔵指定施設 の		総数	①平均排水量50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質使用 特定事業場	③平均排水量50m ³ /日未満 の事業場数	
56	静岡市			1,176	122		20					1,006					64
57	浜松市	966	134	41		761	37		71	18	4						
58	沼津市	930	88	19		842	16			35	6						
59	富士市	669	144	16		514	9		11	12	1						
60	名古屋市	570	72	14		341	73		157	57	10						
61	豊橋市	675	90	20		585	35			7	1						
62	岡崎市	419	59	8		349	31		11	6							
63	一宮市	411	60	4		346	39		5	4							
64	春日井市	454	74	12		380	43			15	1						
65	豊田市	873	128	29		744	28		1	12							
66	四日市市	885	110	17		775	16			34	1						
67	大津市	371	39	11		332	34			5							
68	京都市	968	7	1		831	65		130	25	4	19	17	2	2		
69	大阪市	713	13			59	34		641	85	24	11	11	6			
70	堺市	294	19			249	58		26	39	2	59	58	22	1		
71	岸和田市	188	9			171	43		8	7	1						
72	豊中市	86	2			67	22		17	10	2						
73	吹田市	87	2			59	13		26	6							
74	高槻市	117	2			107	17		8	4		8	7	1	1		
75	枚方市	238	38	11		199	25		1	8	1	12	12	4			
76	茨木市	122	1			113	47		8	12							
77	八尾市	281	5			250	50		26	4	3	3	3				
78	寝屋川市	125	1			118	19		6	2							
79	東大阪市	165	2			86	9		77	7	2	6	6	1			
80	神戸市	851	38			763	206		50	53	9	50	48	10	2		
81	姫路市	401	46			343	21		12	22	3	56	51	9	5	1	
82	尼崎市	117	4			55	8		58	36	6	18	16	9	2	2	
83	明石市	62	7			47	5		8	8		15	15	3			
84	西宮市	156	3			153	26			5	1	11	9	1	2	1	
85	加古川市	209	9			197	18		3	11	1						
86	宝塚市	109				109	5			1							
87	奈良市	304	17			282	14		5	1		23	20	2	3		
88	和歌山市	754	59	4		684	31		11	15	5	76	72	7	4		
89	鳥取市	866	105	6		760	33		1	1							
90	松江市	456	57	3		399	24			2							
91	岡山市	995	53			923	98		19	21	4	81	76	14	5		
92	倉敷市	569	13			555	40		1	30	2	110	106	31	4		
93	広島市	964	31			895	60		38	37	1	35	31	7	4		
94	呉市	577	27			547	36		3	2		15	14	4	1	1	
95	福山市	690	24			660	58		6	12	2	52	45	6	7		
96	下関市	584	25			559				6		40	38	13	2		
97	徳島市	682	59			616	13		7			48	45	8	3	1	
98	高松市	1,042	25			1,007	43		10	10		41	36	5	5	1	
99	松山市	631	28			596	39		7	5		66	61	8	5	1	
100	高知市	662	96	17		565	12		1	4	1						
101	北九州市	251	8			149	15		94	59	11	49	49	24			
102	福岡市	363	26	3		217	3		120	13	5						
103	久留米市	342	41	3		301	9			1	1						
104	佐賀市	466	55	5		410	28		1	7							
105	長崎市	663	49			614	36			4	2						
106	佐世保市	506	63	4		443	12			2							
107	熊本市	1,074	85	13		989	43			11							
108	大分市	1,044	36			1,005	51		3	22	1	52	50	18	2	1	
109	宮崎市	759	75	8		684	23			6	1						
110	鹿児島市	626	57	2		551	87		18	30	4						
111	那覇市	36	5	1		23	1		8								
	政令市計	58,168	5,864	937		49,915	4,346		2,389	1,504	195	956	896	215	60	9	

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜	八郎湖			鹿ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中海			宍道湖		児島湖			総 数	
	野水池	宮	秋	秋	栃	千	茨	つ	千	千	船	千	松	柏	長	長	滋	大	京	京	鳥	鳥	松	鳥	松	岡	岡	倉		
	城	田	田	木	葉	城	く	葉	葉	橋	葉	戸			野	野	賀	津	都	都	取	根	江	根	江	山	山	敷		
	県	県	市	県	県	県	ば	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	府	府	市	市	市	市	市	市	市	市		
48						1																							1	
49																														
50																														
51																														
51の2						2							1				1													4
51の3						1																								1
52																														
53										2								2	1											6
54																		5												5
55						1												3												4
56																														
57																		1												1
58																		1	1											2
59																		1												1
60																									1					1
61										2													2	1						5
62						1								1				1												3
63						4												13												20
63の2																														
63の3																														
64																														
64の2															1		6	3					1		1				1	14
65			1			12	1	6			1		1		3		40	4					1	1	1	1			73	
66						6									2		3											1	14	
66の2						1																							1	
66の3	6	4				4	9	1					1	6		19	5					2		3		1	3	7	71	
66の4						1		2			1															1			6	
66の5			1			4		5								2						1				1			13	
66の6						12		5	1		2			1		25	3									2	4	2	57	
66の7						1																							2	
66の8																														
67						2	1	3		1						2							1	2					13	
68																														
68の2						2		4	1	1	2					2											1		14	
69						3																							3	
69の2																														
69の3								1																					2	
70																														
70の2																														
71						1											1					2					1		5	
71の2						3	1	4		1			3			11	1					1				1	3		29	
71の3								2		1			1			2													6	
71の4								1																	1				2	
71の5																													1	
71の6								1																					1	
72								30	8	5	6		4	15		152	1				5	9	8	36	12	5	13	10	410	
73	1					10								1		6	2				1		4	5		2	3		35	
74										1						3	1				1								6	
みなし指定地域特定施設1			1			11		4					2	1		15	11				2	1	2	4	5	6	4		69	
みなし指定地域特定施設2			6			120		30	6	16	14		37	25		186	4				26	6	5	19	9	76	26		611	
湖沼特定事業場数	7	22			1	325	13	119	19	26	27		58	64		579	40				50	26	24	71	28	17	114	53	1,683	
指定施設1		2				2		4		1				3		3						1		2					18	
指定施設2						48								1															49	
指定施設計		2				50		4		1				4		3						1		2					67	
準用指定施設	17	18				522	16		19					20		129						9	1	32	1		5	2	791	
総計	24	42			1	897	29	123	38	27	27		58	88		711	40				50	36	25	105	29	17	119	55	2,541	

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	65,288 (25%)	4,244	61,044
2	自動式車両洗浄施設(71)	31,913 (12%)	96	31,817
3	畜産農業(1の2)	26,106 (10%)	420	25,686
4	洗濯業(67)	20,354 (8%)	487	19,867
5	し尿処理施設(72)	10,949 (4%)	9,200	1,749
6	豆腐・煮豆製造業(17)	10,769 (4%)	266	10,503
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,263 (4%)	1,984	7,279
8	水産食料品製造業(3)	8,309 (3%)	682	7,627
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,876 (2%)	1,295	4,581
10	写真現像業(68)	5,123 (2%)	11	5,112
総計		193,950 (74%)	18,685	175,265

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		③	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鋳 業 ・ 水 洗 炭 業	(水)	152	60	8	92	
		(瀬)	13	9	6	4	
			165	69	14	96	
1 の 2	畜 産 農 業	(水)	26,096	411	13	25,685	18
		(瀬)	10	9		1	
			26,106	420	13	25,686	18
2	畜 産 食 料 品 製 造 業	(水)	2,940	550	61	2,390	24
		(瀬)	78	78	12		
			3,018	628	73	2,390	24
3	水 産 食 料 品 製 造 業	(水)	8,248	621		7,627	
		(瀬)	61	61	2		
			8,309	682	2	7,627	
4	保 存 食 料 品 製 造 業	(水)	4,827	496	4	4,331	3
		(瀬)	57	56	1	1	
			4,884	552	5	4,332	3
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,286	154	8	3,132	1
		(瀬)	26	25	3	1	
			3,312	179	11	3,133	1
6	小 麦 粉 製 造 業	(水)	25			25	
		(瀬)	1	1			
			26	1		25	
7	砂 糖 製 造 業	(水)	64	41	1	23	
		(瀬)	4	4			
			68	45	1	23	
8	パ ン ・ 菓 子 製 造 業	(水)	1,038	42		996	
		(瀬)	16	15		1	
			1,054	57		997	
9	米 菓 ・ こ う じ 製 造 業	(水)	574	54		520	
		(瀬)	1	1			
			575	55		520	
10	飲 料 製 造 業	(水)	4,051	479	58	3,572	23
		(瀬)	61	60	9	1	
			4,112	539	67	3,573	23
11	動 物 系 飼 料 有 機 質 肥 料 製 造 業	(水)	591	99	3	492	15
		(瀬)	5	5			
			596	104	3	492	15
12	動 植 物 油 脂 製 造 業	(水)	300	51	1	249	7
		(瀬)	16	16	2		
			316	67	3	249	7
13	イ ー ス ト 製 造 業	(水)	4	2		2	
		(瀬)	1	1			
			5	3		2	
14	で ん 粉 ・ 化 工 で ん 粉 製 造 業	(水)	89	57		32	
		(瀬)	4	4			
			93	61		32	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	52	12	1	40		
		(瀬)	1	1				
			53	13	1	40		
16	麵 類 製 造 業	(水)	2,846	107		2,739		
		(瀬)	21	21				
			2,867	128		2,739		
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	10,736	234	1	10,502		
		(瀬)	33	32		1		
			10,769	266	1	10,503		
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	12	2		10		
		(瀬)	1	1				
			13	3		10		
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	547	129		418		
		(瀬)	37	37				
			584	166		418		
18 の 3	たばこ製造業	(水)	7	2		5		
		(瀬)						
			7	2		5		
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,909	277	49	1,632	119	
		(瀬)	135	133	10	2		
			2,044	410	59	1,634	119	
20	洗 毛 業	(水)	13	2		11	2	
		(瀬)	1	1				
			14	3		11	2	
21	化学繊維製造業	(水)	27	21	9	6	1	
		(瀬)	13	13	8			
			40	34	17	6	1	
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	124	3		121		
		(瀬)						
			124	3		121		
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	231	14		217	1	
		(瀬)						
			231	14		217	1	
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	20	2		18		
		(瀬)	1	1				
			21	3		18		
22	木 材 薬 品 処 理 業	(水)	333	6	4	327	43	
		(瀬)						
			333	6	4	327	43	
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	599	293	22	306	2	
		(瀬)	84	84	6			
			683	377	28	306	2	
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,587	29	7	1,558	223	
		(瀬)	3	3	2			
			1,590	32	9	1,558	223	

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
24	化学肥料製造業	(水)	53	15	12	38	9	
		(瀬)	10	10	7			
			63	25	19	38	9	
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)						
		(瀬)	1	1	1			
			1	1	1			
26	無機顔料製造業	(水)	32	16	9	16	4	
		(瀬)	19	19	8			
			51	35	17	16	4	
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	434	154	85	280	111	
		(瀬)	73	73	44			
			507	227	129	280	111	
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	31	8		23	3	
		(瀬)	2	2				
			33	10		23	3	
29	コーラタール製品製造業	(水)	3			3	1	
		(瀬)	4	4	3			
			7	4	3	3	1	
30	発 酵 工 業	(水)	46	15	4	31	2	
		(瀬)	2	2				
			48	17	4	31	2	
31	メタン誘導品製造業	(水)	12	5	3	7	4	
		(瀬)	1	1	1			
			13	6	4	7	4	
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	43	16	10	27	7	
		(瀬)	8	8	4			
			51	24	14	27	7	
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	289	124	53	165	35	
		(瀬)	38	37	15	1		
			327	161	68	166	35	
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	16	9	8	7	1	
		(瀬)	2	2	2			
			18	11	10	7	1	
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	10	6	6	4		
		(瀬)	4	4	1			
			14	10	7	4		
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	17	4	3	13	6	
		(瀬)	2	2	1			
			19	6	4	13	6	
37	その他石油化学工業	(水)	64	23	13	41	10	
		(瀬)	27	27	19			
			91	50	32	41	10	
38	石 け ん 製 造 業	(水)	28			28		
		(瀬)	3	3	1			
			31	3	1	28		

(注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表5 特定事業場の業種別内訳(4)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		③	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	2			2	
		(瀬)	2			2	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	7	1	1	6	
		(瀬)	7	1	1	6	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	9	1		8	1
		(瀬)	2	2			
			11	3		8	1
41	香 料 製 造 業	(水)	51	10	4	41	6
		(瀬)	2	2	1		
			53	12	5	41	6
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	6	1		5	
		(瀬)	1	1			
			7	2		5	
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	11	5	3	6	1
		(瀬)	1	1	1		
			12	6	4	6	1
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	5	2		3	
		(瀬)	1	1			
			6	3		3	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	1			1	
		(瀬)	1	1			
			2	1		1	
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	441	152	94	289	78
		(瀬)	49	47	22	2	1
			490	199	116	291	79
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	362	155	79	207	78
		(瀬)	29	28	13	1	
			391	183	92	208	78
48	火 薬 製 造 業	(水)	7	4	3	3	2
		(瀬)	4	4	3		
			11	8	6	3	2
49	農 薬 製 造 業	(水)	29	8	5	21	11
		(瀬)	4	4	4		
			33	12	9	21	11
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	9	2	1	7	6
		(瀬)					
			9	2	1	7	6
51	石 油 精 製 業	(水)	25	16	7	9	1
		(瀬)	14	14	5		
			39	30	12	9	1
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー ブ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	119	40	19	79	13
		(瀬)	18	18	7		
			137	58	26	79	13

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	15	5	1	10	2	
		(瀬)	15	5	1	10	2	
52	皮 革 製 造 業	(水)	142	8	4	134	24	
		(瀬)	142	8	4	134	24	
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	676	112	80	564	227	
		(瀬)	5	5	3			
			681	117	83	564	227	
54	セメント製品製造業	(水)	2,353	50	5	2,303	47	
		(瀬)	10	7	3	3	2	
			2,363	57	8	2,306	49	
55	生コンクリート製造業	(水)	4,828	377	4	4,451	108	
		(瀬)	17	16		1		
			4,845	393	4	4,452	108	
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	24			24	6	
		(瀬)	24			24	6	
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	6	6				
		(瀬)	1	1				
			7	7				
58	窯業原料精製業	(水)	674	59	22	615	46	
		(瀬)	5	5	3			
			679	64	25	615	46	
59	砕 石 業	(水)	762	74		688	3	
		(瀬)	8	6		2		
			770	80		690	3	
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,631	152		1,479	4	
		(瀬)	13	11	2	2		
			1,644	163	2	1,481	4	
61	鉄 鋼 業	(水)	219	84	32	135	8	
		(瀬)	40	40	22			
			259	124	54	135	8	
62	非鉄金属製造業	(水)	239	68	49	171	76	
		(瀬)	18	18	14			
			257	86	63	171	76	
63 の 2	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,406	463	303	1,943	492	
		(瀬)	59	55	34	4	2	
			2,465	518	337	1,947	494	
63 の 3	自動式洗びん施設	(水)	38	5		33		
		(瀬)	1	1				
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	39	35	9	4		
		(瀬)	20	20	11			
			59	55	20	4		

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		③	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	12	4		8	
		(瀨)	5	3	3	2	
			17	7	3	10	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	694	257	18	437	13
		(瀨)	56	44	2	12	
			750	301	20	449	13
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,717	1,141	787	4,576	1,779
		(瀨)	159	154	103	5	2
			5,876	1,295	890	4,581	1,781
66	電気めっき施設	(水)	1,642	446	415	1,196	1,007
		(瀨)	29	28	24	1	1
			1,671	474	439	1,197	1,008
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	131	9		122	6
		(瀨)	12	12			
			143	21		122	6
66 の 3	旅館業	(水)	64,858	3,890	29	60,968	13
		(瀨)	430	354		76	1
			65,288	4,244	29	61,044	14
66 の 4	共同調理場	(水)	1,097	239		858	
		(瀨)	39	37		2	
			1,136	276		860	
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,072	300		772	3
		(瀨)	61	59		2	
			1,133	359		774	3
66 の 6	飲食店	(水)	2,763	747	6	2,016	1
		(瀨)	248	205		43	
			3,011	952	6	2,059	1
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	55	13		42	
		(瀨)	2	2			
			57	15		42	
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	45			45	
		(瀨)					
			45			45	
67	洗濯業	(水)	20,301	436	41	19,865	1,213
		(瀨)	53	51	2	2	1
			20,354	487	43	19,867	1,214
68	写真現像業	(水)	5,116	7	3	5,109	976
		(瀨)	7	4	2	3	1
			5,123	11	5	5,112	977
68 の 2	病院	(水)	879	347	68	532	108
		(瀨)	78	77	5	1	1
			957	424	73	533	109
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	199	111	2	88	1
		(瀨)	10	10			
			209	121	2	88	1

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		③	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
69 の 2	中 央 卸 売 市 場	(水)	26	7		19	
		(瀬)	3	3			
			29	10		19	
69 の 3	地 方 卸 売 市 場	(水)	106	45		61	1
		(瀬)	3	3			
			109	48		61	1
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	31	3		28	
		(瀬)	3	3			
			34	6		28	
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	779	8		771	6
		(瀬)					
			779	8		771	6
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	31,895	81	1	31,814	12
		(瀬)	18	15	1	3	
			31,913	96	2	31,817	12
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,858	416	266 (1)	4,442	2,418 (1)
		(瀬)	87	67	34	20	17
			4,945	483	300 (1)	4,462	2,435 (1)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼 却 施 設	(水)	920	57	11	863	91
		(瀬)	11	9	2	2	
			931	66	13	865	91
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	481	70	21	411	77
		(瀬)	9	8	3	1	
			490	78	24	412	77
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	947	48	42	899	858
		(瀬)	6	6	6		
			953	54	48	899	858
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	47	7	7	40	36
		(瀬)	1	1	1		
			48	8	8	40	36
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	10,283	8,559	82	1,724	22
		(瀬)	666	641	9	25	
			10,949	9,200	91	1,749	22
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,172	2,116	150	56	2
		(瀬)					
			2,172	2,116	150	56	2
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	653	294	42	359	44
		(瀬)	43	42	13	1	
			696	336	55	360	44
-	し尿浄化槽（201人以上500人以 下） （指定地域特定施設）		9,263	1,984	3	7,279	5
			9,263	1,984	3	7,279	5
合 計		(水)	254,584	28,182	3,175 (2)	226,402	10,607 (1)
		(瀬)	3,242	3,013	526	229	29
			257,826	31,195	3,701 (2)	226,631	10,636 (1)

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、
 下段は両者の合計である。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	北海道	106		6	1	113	101			3	205	81	286	39	
2	青森県	33				33	38				57	26	83	4	
3	岩手県	179		1	3	183	45			5	144	79	223	36	
4	宮城県	105		2		107	95			6	142	63	205	49	
5	秋田県	82				82	31			3	95	158	253	30	
6	山形県	108		1	2	111	73				81	77	158	13	
7	福島県	98			7	105	45			5	84	78	162	25	
8	茨城県	195		5	12	212	111			8	270	154	424	34	
9	栃木県	207		1	5	213	74			8	92	59	151	14	
10	群馬県	81		3		84	53			2	68	75	143	8	
11	埼玉県	161		2	10	173	79			7	185	257	442	35	
12	千葉県	148		2	7	157	81			13	277	105	382	28	
13	東京都	71		20	5	96	43			7	181	210	391	23	
14	神奈川県	106		8	2	116	46			13	116	74	190	21	
15	新潟県	110			4	114	66				106	94	200	32	
16	富山県	87			5	92	33			1	48	49	97	8	
17	石川県	45			5	50	70			5	57	53	110	26	
18	福井県	69		4	2	75	25				36	50	86	11	
19	山梨県	137		4	3	144	52			6	93	55	148	25	
20	長野県	156			3	159	66			2	160	103	263	44	
21	岐阜県	215		2	2	219	57			9	140	99	239	35	
22	静岡県	117		6	4	127	88			6	137	90	227	25	
23	愛知県	330		3	15	348	296			16	414	395	809	55	
24	三重県	194		1	3	198	93			12	185	122	307	76	
25	滋賀県	154		1	11	166	137			5	134	104	238	11	
26	京都府	145			4	149	32			9	91	61	152	25	
27	大阪府	95		3	4	102	73			8	124	100	224	25	
28	兵庫県	57			3	60	39				139	79	218	14	
29	奈良県	40		2		42	3			3	21	11	32	3	
30	和歌山県	115				115	15			7	53	64	117	24	
31	鳥取県	51			2	53	17			5	41	25	66	5	
32	島根県	104			1	105	30				69	49	118	14	
33	岡山県	86		1	3	90	26			3	63	54	117	21	
34	広島県	101			1	102	21			3	68	61	129	15	
35	山口県	52		3	11	66	42			3	34	32	66	18	
36	徳島県	63			2	65	34			6	50	59	109	31	
37	香川県	87		2		89	33			1	63	74	137	18	
38	愛媛県	48			6	54	23			7	52	66	118	16	
39	高知県	72				72	18			2	64	35	99	42	
40	福岡県	91		4	13	108	77			3	132	91	223	16	
41	佐賀県	82			2	84	64			2	76	58	134	31	
42	長崎県	138				138	55			3	126	402	528	32	
43	熊本県	92			5	97	26				46	41	87	7	
44	大分県	177		1		178	12			5	63	55	118	28	
45	宮崎県	92			1	93	46			1	103	40	143	20	
46	鹿児島県	98			3	101	41			1	83	60	143	43	
47	沖縄県	119	1			120	33				55	14	69	14	
	都道府県計	5,299	1	88	172	5,560	2,658			214	5,123	4,241	9,364	1,169	
	政令市計	2,191		195	96	2,482	1,450			124	2,807	2,138	4,945	374	
	合計	7,490	1	283	268	8,042	4,108			338	7,930	6,379	14,309	1,543	

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	札幌市	2		4		6	4				22	2	24	1	
2	函館市	1				1	1				4	1	5	1	
3	旭川市	4				4	1				10	4	14		
4	青森市	10				10	1				25	8	33	2	
5	八戸市	7		1		8	14				25	13	38	3	
6	盛岡市	12			1	13				2	16	2	18	1	
7	仙台市	50		1	2	53	13			3	52	25	77	13	
8	秋田市	17				17	10				21	12	33	3	
9	山形市	14				14	1				24	20	44	6	
10	福島市	12				12	2				7	7	14	1	
11	郡山市	22				22	22				30	18	48	1	
12	いわき市	33		2	1	36	20			1	58	39	97	13	
13	水戸市	7		4		11	1				6	3	9		
14	つくば市	88		3	2	93	68			1	68	123	191	1	
15	宇都宮市	31				31	20				18	26	44	1	
16	前橋市	20			1	21	9				36	18	54	5	
17	高崎市	29				29	5				45	25	70	6	
18	伊勢崎市	11				11	13				20	8	28		
19	太田市	13			1	14	20				14	27	41		
20	さいたま市	20		1		21	11			1	24	15	39		
21	川越市	4				4	17				17	3	20	4	
22	熊谷市	12		3		15	12				15	6	21	4	
23	川口市	13		1	3	17	2			1	23	13	36		
24	所沢市	2				2	5				8	3	11	2	
25	春日部市	4				4	2				7	4	11	3	
26	草加市	2				2	1				6	6	12		
27	越谷市	7				7					7	7	14	4	
28	千葉市	45		3	1	49	30			10	38	22	60	2	
29	市川市	11			1	12	6				39	8	47	3	
30	船橋市	9				9	7				37	21	58	4	
31	松戸市	11		2	1	14	7				26	8	34	4	
32	柏市	22			4	26	2			1	13	13	26	1	
33	市原市	12		3		15	38				36	9	45	7	
34	八王子市	13			4	17	6			1	24	23	47	5	
35	町田市	49				49	2			10	25	35	60	11	
36	横浜市	106		7	5	118	76			8	121	118	239	16	
37	川崎市	45		12	5	62	46			4	62	46	108	8	
38	相模原市	18			1	19	30				30	27	57	4	
39	横須賀市	11				11	5			1	15	16	31	1	
40	平塚市	12			2	14	12				21	21	42	2	
41	藤沢市	35		2	1	38	11			4	17	13	30		
42	小田原市	13				13	4			3	14	7	21		
43	茅ヶ崎市	14				14	9				6	15	21		
44	厚木市	18		1		19	13				22	28	50	1	
45	大和市	5				5	2				5	2	7	1	
46	新潟市	16			1	17	12			2	36	13	49	9	
47	長岡市	11				11	5				19	9	28	2	
48	上越市	17				17	18				18	5	23	2	
49	富山市	45			5	50	16				36	24	60	6	
50	金沢市	60				60					17	13	30	4	
51	福井市	16				16	2			1	16	7	23		
52	甲府市	13				13	5			1	6	13	19	2	
53	長野市	27				27	26				41	6	47	4	
54	松本市	14		1		15	11				59	29	88	5	
55	岐阜市	30				30	9			2	22	30	52	10	

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

	第5条の届出					第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
	第1項	第2項	第3項		計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計		
			有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設											
56	静岡市	18		1	1	19	12				1	31	27	58	3
57	浜松市	33		10	2	45	51				1	53	53	106	11
58	沼津市	2				2	10					9	6	15	
59	富士市	30		1		31	51					32	22	54	1
60	名古屋	14		8	4	26	33				4	60	29	89	14
61	豊橋市	24		1	1	26	8					23	10	33	5
62	岡崎市	27		1		28	15				1	25	22	47	2
63	一宮市	13				13	1				2	46	17	63	4
64	春日井	9			1	10	20				4	51	20	71	6
65	豊田市	59				59	52				4	71	79	150	3
66	四日市	19		4	5	28	60				3	40	38	78	8
67	大津市	32				32	9				3	14	11	25	4
68	京都市	40		18		58	20				13	24	28	52	3
69	大阪市	8		22	3	33	21				4	46	46	92	6
70	堺市	10		3	2	15	10				1	27	13	40	4
71	岸和田	10				10	5					17	4	21	2
72	豊中市	6				6	1					7	3	10	2
73	吹田市	49		17	2	68	50				1	9	66	75	
74	高槻市	12		4		16	9				1	10	17	27	2
75	枚方市	7		2	3	12	12				1	17	13	30	1
76	茨木市	13				13	7					13	14	27	
77	八尾市	1				1	1					10	6	16	
78	寝屋川			1		1	1					7	1	8	
79	東大阪			4		4	1						4	4	
80	神戸市	50		1	2	53	10					60	34	94	7
81	姫路市	21			3	24	18					18	12	30	3
82	尼崎市	1		9	1	11	9					21	14	35	
83	明石市	12		6		18	13					15	11	26	2
84	西宮市	5		1		6	1					14	8	22	1
85	加古川	3				3	2					8		8	
86	宝塚市	4				4	2					1		1	1
87	奈良市	15		1		16	4					14	14	28	4
88	和歌山	10			2	12	1					10	11	21	5
89	鳥取市	16				16	7					9	8	17	2
90	松江市	24				24	13					13	16	29	1
91	岡山市	34		2	1	37	23					85	57	142	4
92	倉敷市	15			4	19	9					35	18	53	2
93	広島市	47		2		49	29				7	48	42	90	2
94	呉市	7				7	6					6	10	16	
95	福山市	26		2	1	29	4					23	26	49	1
96	下関市	5			2	7	9					8	8	16	
97	徳島市	19			1	20	5				5	13	7	20	2
98	高松市	35		2	1	38	32				5	55	31	86	15
99	松山市	17			1	18	5					24	13	37	1
100	高知市	19				19	4					11	10	21	
101	北九州市	9		8	5	22	12					24	8	32	1
102	福岡市	2		6	1	9	3					19	13	32	3
103	久留米	4				4	5					9	1	10	
104	佐賀市	38			2	40	17				2	19	35	54	6
105	長崎市	23				23	13				2	52	32	84	12
106	佐世保	28				28	12				2	19	36	55	6
107	熊本市	27		4		31	13					20	23	43	4
108	大分市	30		2	1	33	16					37	26	63	12
109	宮崎市	32			2	34	6					16	24	40	
110	鹿児島	29			1	30	2					29	21	50	7
111	那覇市	3		1		4	1					1	1	2	
	政令市計	2,191		195	96	2,482	1,450				124	2,807	2,138	4,945	374

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(1)

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)									
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						計			
												昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	うち、戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
1	北海道											680		35	1			681		35	
2	青森県											408						408			
3	岩手県											553		139				553		139	
4	宮城県											511		6	1			512		6	
5	秋田県											815		8				815		8	
6	山形県											212		28				212		28	
7	福島県											324	1	77				324	1	77	
8	茨城県											649		234				649		234	
9	栃木県											433		197				433		197	
10	群馬県											358		76				358		76	
11	埼玉県	5										1,303		360				1,303		360	
12	千葉県	1										814		131				814		131	
13	東京都											600		217				600		217	
14	神奈川県											228		85				228		85	
15	新潟県											397		132	9		1	406		133	
16	富山県											152		67				152		67	
17	石川県											177		63				177		63	
18	福井県											213		36				213		36	
19	山梨県	1										319		80				319		80	
20	長野県											927		2				927		2	
21	岐阜県											1,404		761				1,404		761	
22	静岡県											388		32	22			410		32	
23	愛知県											2,733		365				2,733		365	
24	三重県											554		150				554		150	
25	滋賀県											334		65				334		65	
26	京都府											283		74				283		74	92
27	大阪府											945		268				945		268	173
28	兵庫県											314		17				314		17	112
29	奈良県											212		13				212		13	80
30	和歌山県											104		34				104		34	31
31	鳥取県											157						157			
32	島根県											131		9				131		9	
33	岡山県											406		65				406		65	165
34	広島県											564		18				564		18	202
35	山口県											438		6				438		6	277
36	徳島県											241		32				241		32	104
37	香川県											397		69				397		69	134
38	愛媛県											327		21				327		21	109
39	高知県											199						199			
40	福岡県	2										396		8	1			397		8	29
41	佐賀県											347		77				347		77	
42	長崎県											1,458						1,458			
43	熊本県	2										325		60				325		60	
44	大分県											446		17				446		17	129
45	宮崎県											657		155				657		155	
46	鹿児島県											281						281			
47	沖縄県											159	1	11				159	1	11	
	都道府県計	11										24,273	2	4,300	34		1	24,307	2	4,301	1,637
	政令市計	5			1							11,660		2,598	356		7	12,016		2,605	1,639
	合計	16			1							35,933	2	6,898	390		8	36,323	2	6,906	3,276

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

水質汚濁防止法

		行政指導																
		公共用水域									地下水							
		指導件数			指導内容						指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の変更	特定地下水浸透水の制限	基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他
1	北海道	16	125	141	42	1	19	96	158									
2	青森県	32	77	109	12		8	96	116									
3	岩手県	43	35	78	47		19	12	78		2	2					2	2
4	宮城県	38	103	141	20		10	112	142									
5	秋田県	41	173	214	32	1	12	169	214									
6	山形県	7	65	72	6	1	7	59	73									
7	福島県	19	97	116	30	2	20	74	126	1	2	3		1	1			3
8	茨城県	94	216	310	58		54	224	336		47	47		6	23		18	47
9	栃木県	142	11	153	6		2	153	161									
10	群馬県	15	161	176	30		64	93	187	9	48	57	1		45	34	10	90
11	埼玉県	110	399	509	123	2	89	325	539	18	42	60		8	51		4	63
12	千葉県	68	213	281	94	1	68	131	294		32	32	4	4	13		14	35
13	東京都	4	120	124	20		2	103	125		127	127		13	73		119	205
14	神奈川県	6	21	27	3			26	29	1	8	9		3	1		5	9
15	新潟県	3	45	48	14		35	27	76		53	53			21	28	51	100
16	富山県		5	5	9		5	15	29									
17	石川県	10		10				10	10									
18	福井県	7	56	63	13		14	36	63		12	12				9	3	12
19	山梨県	29	153	182	38		30	125	193		4	4			4			4
20	長野県	69	91	160	38		24	98	160	9	4	13		2	7		4	13
21	岐阜県	8	54	62	9		13	45	67									
22	静岡県	17	26	43	15		6	22	43		11	11				10	1	11
23	愛知県	123	1346	1469	219	4	4	1605	1832	3	105	108	10		98	48		156
24	三重県	20	159	179	19		28	132	179									
25	滋賀県	174	60	234			24	210	234	6	3	9					9	9
26	京都府	13		13	11			2	13									
27	大阪府	60	296	356	63		44	249	356		69	69		29	27		13	69
28	兵庫県	4	4	8	1			7	8		6	6			6			6
29	奈良県	27	48	75	41			34	75		2	2		2				2
30	和歌山県	5	116	121		1	11	110	122		18	18			18			18
31	鳥取県	9	5	14	12			2	14									
32	島根県	39	1	40	1	1	9	39	50	14		14		18	8			26
33	岡山県	35	61	96	73		3	21	97		4	4		1	2		2	5
34	広島県	67		67	67				67									
35	山口県	18	48	66	54			44	98									
36	徳島県	5	4	9	5		4		9									
37	香川県	17	20	37	5			32	37									
38	愛媛県	2	24	26	3	1	10	12	26									
39	高知県	4	33	37	9		7	22	38									
40	福岡県	29	32	61	9		32	20	61									
41	佐賀県	17	44	61	19			42	61									
42	長崎県	9	61	70	52		8	10	70									
43	熊本県										1	1					1	1
44	大分県	8	3	11	7			4	11		1	1					1	1
45	宮崎県	25	15	40	28			12	40									
46	鹿児島県	21	6	27	20		7		27		23	23		11	12			23
47	沖縄県	42	97	139	31		19	90	140		5	5		2	1		2	5
都道府県計		1,551	4,729	6,280	1,408	15	711	4,750	6,884	61	629	690	15	1	264	376	259	915
政令市計		710	717	1,427	622	4	114	766	1,506	31	228	259	3	7	25	94	148	277
合計		2,261	5,446	7,707	2,030	19	825	5,516	8,390	92	857	949	18	8	289	470	407	1,192

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(3)

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)								
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	立入検査事業場数					計		
													(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の		(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の
1	札幌市											55		5				55		5
2	函館市											21						21		
3	旭川市											47						47		
4	青森市											62		3				62		3
5	八戸市											86			11			97		
6	盛岡市											36		9				36		9
7	仙台市											101		17				101		17
8	秋田市											76			8			84		
9	山形市											51		23				51		23
10	福島市											82		4				82		4
11	郡山市											79		36				79		36
12	いわき市											179		2				179		2
13	水戸市											15		7				15		7
14	つくば市											39		28				39		28
15	宇都宮市											88		32				88		32
16	前橋市											115		3	1			116		3
17	高崎市											152		68				152		68
18	伊勢崎市											65		42				65		42
19	太田市	1				1						48		16				48		16
20	さいたま市											151						151		
21	川越市											258		120				258		120
22	熊谷市											98		4				98		4
23	川口市											125		5				125		5
24	所沢市											62		3				62		3
25	春日部市											59		1				59		1
26	草加市											41		11				41		11
27	越谷市											114		28				114		28
28	千葉市	3										157		8				157		8
29	市川市											110		3				110		3
30	船橋市											157		3				157		3
31	松戸市											71						71		
32	柏市											25						25		
33	市原市											136		5				136		5
34	八王子市											44		2				44		2
35	町田市											37		11				37		11
36	横浜市											431		107				431		107
37	川崎市											216		6	2			218		6
38	相模原市											88		4				88		4
39	横須賀市											58		32	4		4	62		36
40	平塚市											92		49				92		49
41	藤沢市											84						84		
42	小田原市											40		19				40		19
43	茅ヶ崎市											51		2				51		2
44	厚木市											6						6		
45	大和市											29						29		
46	新潟市											240		20	1			241		20
47	長岡市											58		9	1			59		9
48	上越市											117						117		
49	富山市											207		2				207		2
50	金沢市											164		61	4		1	168		62
51	福井市											94		7				94		7
52	甲府市											6						6		
53	長野市											103		1				103		1
54	松本市											101		51	1			102		51
55	岐阜市											116		50	2			118		50

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの			
											昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの		計	(うち第5 条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの
56	静岡市										69		27				69		27	
57	浜松市										113		48				113		48	
58	沼津市										49						49			
59	富士市										137		20	59			196		20	
60	名古屋										384		49	13			397		49	
61	豊橋市										80		8				80		8	
62	岡崎市										93		5				93		5	
63	一宮市										189		23				189		23	
64	春日井市										97		45	2		2	99		47	
65	豊田市										113		33				113		33	
66	四日市市										92						92			
67	大津市										46						46			
68	大津市										104		42				104		42	11
69	大塚市										951		916				951		916	32
70	堺市										117		8				117		8	60
71	岸和田市										34		2				34		2	
72	豊中市										27		9				27		9	
73	吹田市										73		50				73		50	15
74	高槻市										85		12				85		12	25
75	枚方市										81		1				81		1	
76	茨木市										26		17				26		17	
77	八尾市										95						95			9
78	寝屋川市										13		5				13		5	
79	東大阪市										16						16			10
80	神戸市										213		57				213		57	83
81	姫路市										189		4	4			193		4	96
82	尼崎市										211		7				211		7	142
83	明石市										116		14				116		14	67
84	西宮市										73						73			
85	加古川市										74		1				74		1	
86	宝塚市										15						15			
87	奈良市										67		22				67		22	23
88	和歌山市										160			161			321			237
89	鳥取市										28						28			
90	松江市										23		6				23		6	
91	岡山市										202		2				202		2	104
92	倉敷市										272		3	24			296		3	235
93	広島市										127		45				127		45	36
94	呉市										89		14	8			97		14	45
95	福山市										104		12	6			110		12	67
96	下関市										73		2	7			80		2	43
97	徳島市										77		28				77		28	48
98	高松市										152		33				152		33	41
99	松山市										96			6			102			49
100	高知市										18						18			
101	北九州市										160		38	18			178		38	138
102	福岡市										45		7				45		7	
103	久留米市										37		5				37		5	
104	佐賀市										55		12				55		12	
105	長崎市										48						48			
106	佐世保市										72						72			
107	熊本市	1									71		16	2			73		16	
108	大分市										200			11			211			23
109	宮崎市										38		8				38		8	
110	鹿児島市										125		23				125		23	
111	那覇市										3						3			
	政令市計	5			1						11,660		2,598	356		7	12,016		2,605	1,639

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設 設置・改善	排水の 一時停止	水濁法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造等 の遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水 の浄化	その他	合計
56	静岡市	12	9	21	3		20			23									
57	浜松市	1	20	21	1		8	12	21		9	9			4	9			13
58	沼津市	1		1	1				1										
59	富士市	12	2	14	2			49	51										
60	名古屋	16	2	18	13			5	18										
61	豊橋市	9	4	13	13				13										
62	岡崎市	2		2	2				2	1		1	3		1	1		1	6
63	一宮市	6	38	44	6			38	44										
64	春日井市	21	12	33	19		3	11	33		10	10				9		2	11
65	豊田市	10	7	17	10			7	17		8	8				2		6	8
66	四日市	2	3	5	3			2	5										
67	大津市	7		7				7	7										
68	京都市	5		5	5				5										
69	大阪市	1		1	1				1										
70	堺市	6	2	8	8				8										
71	岸和田市	7		7	5			2	7										
72	豊中市																		
73	吹田市	1	4	5				5	5	2	6	8						8	8
74	高槻市	4	17	21	10		3	24	37		4	4				4			4
75	枚方市	12	2	14	13			2	15										
76	茨木市										9	9			1	8		2	11
77	八尾市	43		43	43				43										
78	寝屋川市	1		1	1				1										
79	東大阪市																		
80	神戸市	10	7	17	16			1	17										
81	姫路市	2		2				2	2										
82	尼崎市		4	4		1		9	10										
83	明石市																		
84	西宮市	1		1				1	1										
85	加古川市		12	12				12	12										
86	宝塚市																		
87	奈良市		4	4	1		3		4										
88	和歌山市	5		5				5	5										
89	鳥取市	1		1	1				1										
90	松江市																		
91	岡山市	12	7	19	13			6	19		5	5				3		2	5
92	倉敷市	13		13	13				13										
93	広島市	2		2	2				2	6		6			6				6
94	呉市																		
95	福山市	9	3	12	12				12										
96	下関市	6	1	7	2		1	4	7										
97	徳島市	1	1	2	2				2										
98	高松市	15		15	15				15										
99	松山市	7	1	8				8	8										
100	高知市		10	10			1	11	12										
101	北九州市	10	4	14				14	14										
102	福岡市																		
103	久留米市	4	4	8	4			4	8										
104	佐賀市	7	13	20	2		3	16	21		10	10				1		9	10
105	長崎市		9	9	2		5	2	9										
106	佐世保市	5		5	1			4	5										
107	熊本市	1	5	6	1			5	6										
108	大分市	4	1	5	5				5										
109	宮崎市		10	10	6			4	10										
110	鹿児島市	19	1	20	20				20										
111	那覇市		19	19	19				19										
	政令市計	710	717	1,427	622	4	114	766	1,506	31	228	259	3	7	25	94		148	277

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(7)

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	北海道		19	19	19				19							
2	青森県		8	8	8				8							
3	岩手県		19	19	18			1	19							
4	宮城県	9		9	9	1			10							
5	秋田県		12	12	9			2	12							
6	山形県		7	7	7				7							
7	福島県		23	23	22	1			23							
8	茨城県	1	53	54	48	4	2		54							
9	栃木県	1	1	2			2		2							
10	群馬県	3	61	64	64	9	9		82							
11	埼玉県	11	78	89	79		13		92							
12	千葉県	1	65	66	36		32		68							
13	東京都		1	1	1	1			2							
14	神奈川県															
15	新潟県	6	23	29	28	3	4		35							
16	富山県		5	5	5				5							
17	石川県															
18	福井県		14	14	4	4	6		14							
19	山梨県	2	26	28	24	3	1		28							
20	長野県	8	16	24	24	1			25							
21	岐阜県		17	17	5	12			17							
22	静岡県		6	6	6				6							
23	愛知県	2		2	2				2							
24	三重県		28	28	12	16			28							
25	滋賀県	21	3	24	24				24							
26	京都府															
27	大阪府	6	38	44	31	4	9		44							
28	兵庫県															
29	奈良県															
30	和歌山県		6	6	6				6							
31	鳥取県															
32	島根県	9		9	9				9							
33	岡山県	1	2	3	3				3							
34	広島県															
35	山口県															
36	徳島県		4	4	4				4							
37	香川県															
38	愛媛県		10	10	10				10							
39	高知県		7	7	6			1	7							
40	福岡県		32	32					32							
41	佐賀県															
42	長崎県		8	8	8				8							
43	熊本県		1	1												
44	大分県															
45	宮崎県															
46	鹿児島県	1	6	7	7				7							
47	沖縄県	10	8	18	18	10	10		38		1	1	1			1
都道府県計		92	607	699	556	69	92	1	750		1	1	1			1
政令市計		25	95	120	110	7	2		119							
合計		117	702	819	666	76	94	1	869		1	1	1			1

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(8)

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	札幌市															
2	函館市															
3	旭川市															
4	青森市		14	14	14			14								
5	八戸市	7		7	7			7								
6	盛岡市		1	1	1			1								
7	仙台市															
8	秋田市															
9	山形市															
10	福島市		2	2	2			2								
11	郡山市															
12	いわき市		8	8	8			8								
13	水戸市															
14	つくば市	1		1	1			1								
15	宇都宮市															
16	前橋市															
17	高崎市															
18	伊勢崎市		1	1	1			1								
19	太田市	3		3												
20	さいたま市															
21	川越市															
22	熊谷市															
23	川口市															
24	所沢市		3	3	2	1		3								
25	春日部市		9	9	9			9								
26	草加市															
27	越谷市		5	5	3	2		5								
28	千葉市															
29	市川市															
30	船橋市															
31	松戸市		2	2	2			2								
32	柏市															
33	市原市															
34	八王子市															
35	町田市															
36	横浜市															
37	川崎市															
38	相模原市															
39	横須賀市		6	6	4	2		6								
40	平塚市															
41	藤沢市															
42	小田原市															
43	茅ヶ崎市															
44	厚木市															
45	大和市															
46	新潟市															
47	長岡市															
48	上越市															
49	富山市															
50	金沢市															
51	福井市															
52	甲府市															
53	長野市															
54	松本市		3	3	3			3								
55	岐阜市	1		1	1			1								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(9)

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
56	静岡市	11	9	20	20			20								
57	浜松市		8	8	7			8								
58	沼津市															
59	富士市															
60	名古屋															
61	豊橋市															
62	岡崎市	1		1		1		1								
63	一宮市															
64	春日井市		3	3	3			3								
65	豊田市															
66	四日市市															
67	大津市															
68	京都市															
69	大阪市															
70	堺市															
71	岸和田市															
72	豊中市															
73	吹田市															
74	高槻市		2	2	2			2								
75	枚方市															
76	茨木市															
77	八尾市															
78	寝屋川市															
79	東大阪市															
80	神戸市															
81	姫路市															
82	尼崎市															
83	明石市															
84	西宮市															
85	加古川市															
86	宝塚市															
87	奈良市		3	3	3			3								
88	和歌山市															
89	鳥取市		7	7	7			7								
90	松江市															
91	岡山市															
92	倉敷市															
93	広島市															
94	呉市															
95	福山市															
96	下関市	1		1	1	1	1	3								
97	徳島市															
98	高松市															
99	松山市															
100	高知市		1	1	1			1								
101	北九州市															
102	福岡市															
103	久留米市															
104	佐賀市		3	3	3			3								
105	長崎市		5	5	5			5								
106	佐世保市															
107	熊本市															
108	大分市															
109	宮崎市															
110	鹿児島市															
111	那覇市															
政令市計		25	95	120	110	7	2	119								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産農業（1の2）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）
飲料製造業（10）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、大腸菌群数
動物系飼料・有機質肥料製造業（11）	1	窒素含有量
豆腐・煮豆製造業（17）	1	水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）（n-Hex）、大腸菌群数
その他有機化学工業製品製造業（46）	1	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（Hg）
自動車用タイヤ、チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業（51の2）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）
非鉄金属製造業（62）	1	鉛及びその化合物（Pb）
金属製品・機械器具製造業（63）	1	鉛及びその化合物（Pb）
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
特定事業場からの排水処理施設（74）	4	水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
指定地域特定施設	3	生物化学的酸素要求量（BOD）

○一時停止命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
豆腐・煮豆製造業（17）	1	水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）（n-Hex）、大腸菌群数

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等 違反 (第30条)	その他水質 汚濁防止法 違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令		
1	北海道			6	1	6		18	12			
2	青森県							3				
3	岩手県	1										
4	宮城県			3								
5	秋田県			3					1			
6	山形県			2				8	2			
7	福島県			2				6	1			
8	茨城県			6	1			2	1			
9	栃木県			1				2				
10	群馬県			3								
11	埼玉県			9				1				
12	千葉県			1				3	2			
13	東京都						2	1	1			
14	神奈川県											
15	新潟県			3	1	2		8	1			
16	富山県			3				1	1			
17	石川県			1				1				
18	福井県			3				2				
19	山梨県			6				1	1			
20	長野県			2	3			6				
21	岐阜県			10				1				
22	静岡県			12				6				
23	愛知県	1		17		6		12				
24	三重県			2	1				1			
25	滋賀県			10				4	1			
26	京都府			2				2				
27	大阪府			7	1	1		4				
28	兵庫県			4				4				
29	奈良県							2	1			
30	和歌山県											
31	鳥取県							4				
32	島根県			1				1				
33	岡山県			4		2						
34	広島県					1		1				
35	山口県	1						1				
36	徳島県			1				1				
37	香川県			5				1				
38	愛媛県					1						
39	高知県							1				
40	福岡県	1		6				2				
41	佐賀県							2				
42	長崎県			1				1				
43	熊本県					1		1				
44	大分県			1				2				
45	宮崎県											
46	鹿児島県			6				3				
47	沖縄県			1								
都道府県計		4		144	8	20	2	119	26			
政令市計		4		98	7	11	5	61	23			
合計		8		242	15	31	7	180	49			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違 反 (第30条)	その他水質汚 濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令		
1	札幌市							2	17			
2	函館市											
3	旭川市											
4	青森市							1				
5	八戸市											
6	盛岡市											
7	仙台市											
8	秋田市					1		4				
9	山形市											
10	福島市					1						
11	郡山市					1						
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市											
16	前橋市											
17	高崎市					3						
18	伊勢崎市							1				
19	太田市											
20	さいたま市					1		3				
21	川越市											
22	熊谷市											
23	川口市											
24	所沢市											
25	春日部市					1						
26	草加市											
27	越谷市											
28	千葉市					1						
29	市川市											
30	船橋市							1				
31	松戸市					2						
32	柏市											
33	市原市											
34	八王子市					1						
35	町田市					2						
36	横浜市	1				3	2					
37	川崎市					1	1	1	3			
38	相模原市											
39	横須賀市							2				
40	平塚市											
41	藤沢市											
42	小田原市											
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市											
45	大和市											
46	新潟市					2	1	1				
47	長岡市						1	1				
48	上越市					1						
49	富山市											
50	金沢市											
51	福井市							3				
52	甲府市							1				
53	長野市											
54	松本市					1		2				
55	岐阜市					2		3				

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違 反 (第30条)	その他水質汚 濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令		
56	静 岡 市			1				4				
57	浜 松 市			4				7				
58	沼 津 市									1		
59	富 士 市			17								
60	名 古 屋 市	1										
61	豊 橋 市					1						
62	岡 崎 市			3				1				
63	一 宮 市			2				1				
64	春 日 井 市			1								
65	豊 田 市			6				1				
66	四 日 市 市											
67	大 津 市 市											
68	京 都 市 市			1		2		1				
69	大 阪 市 市			1								
70	堺 市 市											
71	岸 和 田 市											
72	豊 中 市											
73	吹 田 市											
74	高 槻 市			1		1		2				
75	枚 方 市											
76	茨 木 市											
77	八 尾 市											
78	寝 屋 川 市											
79	東 大 阪 市											
80	神 戸 市			3				2				
81	姫 路 市			1		1		1				
82	尼 崎 市			9								
83	明 石 市											
84	西 宮 市											
85	加 古 川 市											
86	宝 塚 市											
87	奈 良 市											
88	和 歌 山 市											
89	鳥 取 市			2								
90	松 江 市			1								
91	岡 山 市			2				3				
92	倉 敷 市	1		1	4		4		1			
93	広 島 市			5			1	1				
94	呉 市											
95	福 山 市			2								
96	下 関 市	1										
97	徳 島 市			1								
98	高 松 市							1				
99	松 山 市			3								
100	高 知 市											
101	北 九 州 市			1	1	2						
102	福 岡 市							4				
103	久 留 米 市											
104	佐 賀 市											
105	長 崎 市							2				
106	佐 世 保 市							2				
107	熊 本 市			3					1			
108	大 分 市			1				2				
109	宮 崎 市											
110	鹿 児 島 市											
111	那 覇 市											
	政 令 市 計	4		98	7	11	5	61	23			

表10 排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
畜産農業（1の2）	1
水産食料品製造業（3）	2
動物系飼料・有機質肥料製造業（11）	1
化学繊維製造業（21）	2
非鉄金属製造業（62）	1
し尿処理施設（72）	1

物質・項目別内訳

違反物質・項目	件数
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2
水素イオン濃度（pH）	2
化学的酸素要求量（COD）	5
浮遊物質（SS）	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（n-Hex）	1
窒素含有量	1
燐含有量	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m ³ 未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	481						8			4,703
	千葉県	175						4			1,929
	東京都	74						5			1,177
	神奈川県	2									147
	都府県計	732						17			7,956
	政令市計	743							4 (4)		6,353
	合計	1,475						88		4 (4)	14,309
伊 勢 湾	岐阜県	766						10			4,723
	愛知県	1,112			19 (12)			44			6,775
	三重県	595						8			3,714
	都府県計	2,473			19 (12)			62			15,212
	政令市計	658						36			4,366
	合計	3,131			19 (12)			98			19,578
	瀬 戸 内 海	京都府	137						6		
大阪府		249						16			1,490
兵庫県		570						19			3,896
奈良県		364						1			2,002
和歌山県		152						5			1,080
岡山県		343						12			2,553
広島県		396						3			2,606
山口県		382						14			2,486
徳島県		252						11			3,029
香川県		278						3			2,581
愛媛県		340						22			2,954
福岡県		83						2			442
大分県		299						8			3,307
都府県計		3,845						122			29,847
政令市計	1,505						93			12,189	
合計	5,350						215			42,036	
都府県合計	7,050				19 (12)			201			53,015
政令市合計	2,906							4 (4)			22,908
合計	9,956				19 (12)			401			75,923

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場					
						その他					
東 京 湾	さいたま市	56									752
	川越市	69									281
	熊谷市	56									276
	川口市	21						14			265
	所沢市	17						2			136
	春日部市	20									291
	草加市	20									159
	越谷市	22						22			302
	千葉市	32						5			610
	市川市	76									324
湾	船橋市	57									250
	松戸市	34						2			248
	柏市	6									16
	市原市	92						4			364
	八王子市	20									377
	町田市	9						1			183
	横浜市	67						7			1,045
	川崎市	60						4 (4)	13		461
	横須賀市	9						1			13
	政令市計	743						4 (4)	71		6,353
伊 勢 湾	岐阜市	65									693
	名古屋市	72						5			497
	豊橋市	90						9			576
	岡崎市	59						2			349
	一宮市	60									351
	春日井市	74						3			380
	豊田市	128						4			745
	四日市市	110						13			775
	政令市計	658						36			4,366
	瀬 戸 内 海	京都市	24								
大阪市		24						1			16
堺市		77						2			282
岸和田市		13									181
豊中市		2									67
吹田市		7									61
高槻市		9						1			108
枚方市		23						1			110
茨木市		3						1			105
八尾市		8									250
海	寝屋川市	1									6
	東大阪市	8									86
	神戸市	86						2			765
	姫路市	97						1			363
	尼崎市	20						19			57
	明石市	19						4			48
	西宮市	11						2			156
	加古川市	28						3			200
	宝塚市	7									
	奈良市	32									280
海	和歌山市	131						3			688
	岡山市	129						2			925
	倉敷市	129						10			581
	広島市	62						5			899
	呉市	41						5			548
	福山市	63						3			658
	下関市	55						3			538
	徳島市	104						6			619
	高松市	61						6			1,012
	松山市	88						3			601
海	北九州市	57						10			144
	大分市	86									1,010
	政令市計	1,505						93			12,189
政令市合計	2,906						4 (4)	200		22,908	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条 第2項 届出	第8条 第4項 届出	第9条 届出			第10条 第3項 届出	第12条 の8 届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条 関係	第8条 関係	計			氏名等 変更	使用 廃止	計		
京都府	12	10		2	11	11						3	6	4	10			
大阪府	11	8		3	21	20		1				1	26	15	41	1		
兵庫県	27	22		5	44	38		6				9	46	27	73	1		
奈良県	5	3		2	2	2							7	10	17	3		
和歌山県	4	4			5	5							10	3	13	2		
岡山県	24	23		1	23	22		1				3	12	21	33	4		
広島県	14	14			14	14							33	10	43	2		
山口県	23	21		2	50	49		1			1	1	46	5	51	2		
徳島県	17	15		2	23	20		3					18	13	31			
香川県	8	8			10	10						2	34	6	40	5		
愛媛県	20	18		2	36	34		2					29	15	44	2		
福岡県	1	1			3	3							8	3	11			
大分県	19	17		2	11	11						2	13	10	23	3		
都道府県計	185	164		21	253	239		14			1	21	288	142	430	25		
京都市	1	1			2	2							2		2			
大阪市	4	4			5	5								2	2			
堺市	9	7		2	11	9		2					14	7	21			
豊中市																		
高槻市												1	3		3			
枚方市	2	1		1	3	3							2	2	4			
八尾市																		
東大阪市																		
神戸市	10	8		2	8	8						1	9	6	15	2		
姫路市	7	7			13	12		1				1	10	7	17	1		
尼崎市	8	5		3	7	3		4				1	4	1	5			
明石市	2	2			4	4						1	5	1	6			
西宮市	2	2			1	1												
奈良市													1		1			
和歌山市	3	3			5	5							7	3	10	2		
岡山市	2	2			6	6							15	2	17	3		
倉敷市	8	8			18	18						5	16	11	27	2		
広島市	4	4			5	5							6	8	14			
呉市													5		5			
福山市	7	5		2	5	5							6	2	8			
下関市	12	12			12	12							4	12	16			
徳島市	5	4		1	4	4							6	1	7			
高松市	3	3			3	3							10	3	13			
松山市	3	3			10	10						5	16	1	17			
北九州市	6	6			15	15							19	6	25	1		
大分市	8	8			13	13							14	3	17			
政令市計	106	95		11	150	143		7				15	174	78	252	11		
合計	291	259		32	403	382		21			1	36	462	220	682	36		

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜戸ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼		諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数	
		宮城	秋田	秋田	栃木	茨城	千葉	つくば	千葉	千葉	船橋	千葉	松戸	柏	長野	長野	滋賀	大津	京都	京都	鳥取	島根	松江	島根	松江	岡山	岡山	倉敷		
		県	県	市	県	県	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	府	府	市	市	市	市	市	市	市	市		
湖沼特定施設(みなし指定地域施設を含む。)	第5条届出	(1)		3		30		58	1	3		1	17	1		89	6			6	5	1	11			18		250		
		(2)				5		1									2				1					1		10		
		(3)																												
	第7条届出	(1)		3		27		37	4	1	3	1		2	3		93	6					2	3	1	10		196		
		(2)				1		4						2			4							1	1	1		14		
		(3)																					1					1		
	第8条計変更命令等	(第5条関係)	(1)																											
			(2)																											
			(3)																											
		計	(1)																											
			(2)																											
			(3)																											
	第6条届出	(1)				1								1							3								5	
		(2)																												
		(3)																												
	第10条届出	氏名等変更	(1)		9		31		38	20		5	3		11			60	2			4	4	1	6		1	33	228	
			(2)				13		18		1			1				5				1			1	14	6		60	
			(3)																						1					
		使用廃止	(1)				16		96	1		3	1		9	1		77	8			5	1	1	11	1	23		254	
			(2)				2		1	1					1			1							1	7	1		15	
			(3)																											
	第11条届出	(1)		4		9		1				1			1		7				1	1		4		7	2		31	
		(2)																								7	2		9	
(3)																														
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																													
	第10条(改善命令等)																													
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出														1														
		第16条届出																												
		第17条第1項届出																							1				1	
		第17条第2項届出	氏名等変更																											
			使用廃止															1												1
		第18条届出																												
第20条(改善命令等)	第1項																													
	第2項																													
立入検査数	昼間立入件数			26		35	1	6	32	20	21	1	13	57						18					6	38		274		
	夜間立入件数																													
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	件数	文書		2		36		4	2	6		6	7		68	1			2			11		2	4		151		
			口頭		3		51		17						4		26						1			2		104		
			処理施設の改善				10		6	2					6	4						2					5		35	
			排水の一時停止																											
	湖沼法第24条による指導	内容	その他		5		77		15		6				7		94	1					11		2	1		219		
文書																														
			口頭																											

(注) *1: 施設区分 (1): 湖沼特定施設 (2)、(3)を除く、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設
 *2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成27年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	265,356	263,294	262,635	262,233
ア 全特定事業場数	264,924	262,872	262,187	261,765
① 50m ³ /日以上	31,935	31,699	31,441	31,195
うち有害物質使用特定事業場	3,785(2)	3,681(1)	3,694(1)	3,701(2)
② 50m ³ /日未満	228,871	227,206	226,888	226,631
うち有害物質使用特定事業場	11,001(0)	10,966(1)	10,764(1)	10,636(1)
③第5条第3項	4,118	3,967	3,908	3,939
イ 有害物質貯蔵指定事業場数	3,663	3,813	3,766	3,837
うち有害物質貯蔵指定施設のみ	432	422	448	468
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (64,183) 2. 自動式車両洗浄施設 (31,102) 3. 畜産農業 (27,117)	1. 旅館業 (61,959) 2. 自動式車両洗浄施設 (31,215) 3. 畜産農業 (26,179)	1. 旅館業(64,123) 2. 自動式車両洗浄施設 (31,637) 3. 畜産農業(26,447)	1. 旅館業(65,287) 2. 自動式車両洗浄施設 (31,913) 3. 畜産農業(26,106)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	5件	12件	11件	16件
②一時停止命令	0件	0件	2件	1件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	37,810	38,163件	36,194件	36,323件
（昼間立入）	(37,318件)	(37,653件)	(35,710件)	(35,933件)
（夜間立入）	(492件)	(510件)	(484件)	(390件)
6 行政指導	8,243	8,818件	8,752件	8,656件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	3事業場	2事業場	1事業場	8事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。